

別添5

警察犬指導業務精励者に対する褒章推薦基準

警察犬指導業務精励者に対する黄綬褒章の推薦は、次の要件を充足する者を対象とする。

- 1 (公社)日本警察犬協会の公認一等訓練士長又はそれと同等の実績を有する者であること。
- 2 警察犬活動の実績歴が20年以上あり、嘱託警察犬の出動歴が通算して300回以上あること。
- 3 警察犬活動における発明・改良等の特記すべき事項があること。
- 4 警察犬活動により警察庁長官表彰を受けた者であること。

- 上記2中の「嘱託警察犬の出動歴」の具体例は、警察犬を使役した、
 - ・ 臭気選別活動
 - ・ 足跡追求活動
 - ・ 警戒活動
 - ・ 地域捜索活動
 - ・ 爆発物探知活動等をいう。
 - 上記3中の「発明・改良等の特記すべき事項」とは、警察犬の新たな活用方法の発明や指導方法の改良等をいい、更に、その内容が他の警察犬指導者の手本となったような事項をいう。